

令和3年度
事業計画書

(第70期)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

II 事業計画

1. 精神科領域において、救急・急性期医療及び慢性期医療を提供するとともに、障がい者及び障がい児が尊厳ある日常生活及び社会生活を営むため各種支援を行い、公衆衛生の向上を図る事業
 - (1) 救急・急性期医療及び重度認知症医療、並びに療養環境を提供する事業の促進
 - ① 効率的な医療提供体制の確立
入院機能の専門分化の促進
 - ② 対象患者の療養環境の整備
病棟の機能に応じた療養環境の整備
 - ③ 外来部門の円滑・効率的な事業促進
 - (2) 長期入院患者の地域移行を促進するため、多職種連携による支援体制を構築
 - (3) 障がい者の全人的復権の精神科リハビリテーションと疾患別等専門プログラムを行う事業の促進
 - (4) へき地医療・離島医療を支援する事業の促進
 - ① 年間事業計画の策定、事業の定期的検証の実施
 - (5) 障がい者及び障がい児が尊厳ある日常生活及び社会生活を営むための各種支援、在宅支援の強化
 - ① 精神障がい者の円滑な地域定着の促進
 - ・ 社会生活機能の回復を目的とした個別プログラムによるデイケア・デイナイトケア事業やリワークプログラム、ハローワーク等との連携による就労支援
 - ・ 再発防止等を目的とした精神科訪問看護による精神障がい者及び家族に対する個別の看護及び日常生活上の支援
 - ② 各種障害福祉サービスによる在宅支援の強化
 - ・ 精神科病院退院後の障がい者の地域定着支援及び住居提供のための共同生活援助事業（グループホーム）
 - ・ 就労に必要な知識及び能力の向上等のための就労継続支援B型事業所（メンタルホスピタル鹿児島）
 - ・ 障がい者等の障害福祉サービス利用に係る計画作成、関係機関との連絡調整等を実施するための特定相談支援事業所の開設（メンタルホスピタル鹿児島）
2. 精神障がい者の権利と安全の管理強化
 - ① 継続的質改善のための取組みの管理及び強化
 - ② 病院機能評価に対する取組みと実施後の活用の強化
 - ・ 病院機能評価受審後、更新後の更なる改善活動を推進し、病院体制の一層の充実や医療の質向上、効果の上がる具体的な改善目標を設定する
3. 生活困難者に対し無料又は低額な診療を提供することで、公衆衛生の向上を図る事業
 - (1) 社会福祉法第2条第3項に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」の実施
4. 地域住民を対象にした予防措置や治療方法等の普及・啓発の実施、各種相談への対応を行うことで精神科医療への理解促進と地域の福祉向上を図る事業
 - (1) 職場のメンタルヘルス、職場復帰の支援事業の促進と強化
 - (2) 地域の関係機関等との連携による早期発見と早期治療の普及啓発活動の強化
 - ① 精神科領域の保健福祉関係団体等が主催する研修会等への講師派遣活動
 - ② 精神科領域の家族の会等の団体、事業者等が開催する研修会等への協力、講師派遣活動の促進
 - ③ 関係団体等と連携する精神科領域等の保健福祉の事業活動の促進
 - ④ 精神障がい者の療養環境の向上や社会復帰に結び付けることなどを目的に、精神保健福祉施策の事業推進への協力と連携した活動の促進
 - ⑤ 地域医療支援機能の強化
 - ⑥ 社会的要請への対応の強化
 - ⑦ 精神障がい者の地域生活への移行及び地域生活の支援の事業強化
 - (3) 災害時支援体制を組織的に構築し、「日精協災害時支援中心病院」として協力体制を整備
 - (4) 災害時対応の障害者や高齢者をケアする「福祉避難所」による事業体制の構築
 - ① 関係機関と連携した、福祉避難所体制の広報と運営の促進

5. 精神科医療の担い手確保を視野においた医療従事者の養成及び再教育を図る事業
 - (1) 精神障がい者の医療・保健福祉を支える看護師養成事業の強化促進
 - ① 精神疾患患者への医療を提供する看護体制の維持・安定に寄与する看護専門学校事業の強化
 - (2) 医療従事者養成機関への就学支援のための奨学金貸与制度の活用強化
 - ① 奨学金貸与制度の広報活動の強化、貸与制度における社会情勢等の状況に反映された対応策の調査研究、奨学金貸与規程の整備など
 - (3) 障がい者の医療・福祉の向上を目的とする無料公開講座の事業促進
 - (4) 地域の医療従事者養成機関及び教育実習等と連携した、質の高い人材育成を図るための後方支援の事業促進
 - (5) 臨床研修病院（協力型研修病院）による医師人材育成の支援事業の強化
 - ① 公益社団法人鹿児島共済会、社会医療法人緑泉会等が指定を受ける臨床研修病院の協力型研修病院としての適切な事業体制の継続

6. 事業運営管理の強化
 - (1) 社員総会や理事会及び常任理事会等の適正な実施と運営の確保
 - ① 社員総会・理事会の開催
定時社員総会 1回実施
定例理事会 2回実施
臨時理事会
 - ② 理事会決議事項の遵守と活動の強化
法人幹部職員との意見交換会の実施、役員を講師とする職員研修会の実施
常任理事の業務執行状況報告の実施
各事業所管理の規則及び規程・マニュアルの整備状況の掌握と助言・指導の強化
 - ③ 監事の職務・権限等の明確化と業務の実施
法人の監事監査規程に定める公益法人の業務監査権限と会計監査権限を遂行する職務
年度内監事監査の実施
 - ④ 法人統括本部の機能強化
各事業所との連携強化、内部経理監査の実施
 - (2) 経営管理体制の強化
 - ① 意思決定プロセスの仕組みの整備－職務権限規程等による運営の強化
 - ② 運営管理に必要な規程、規則の改善
 - ③ 公益社団法人としての適切な事業管理の強化
 - ア 公益目的事業の実施状況の定期的な検証と見直し作業の促進
 - イ 内部経理監査体制の実施 年1回以上
 - ウ 公益法人に求められる定期提出書類及び情報開示に関する事項の適正な実施
 - ④ 病院等の各事業所に設置される各種委員会活動の目的とその活動強化
 - (3) 財務・経営管理の強化
 - ① 法人の財政健全化と各事業経営の分析とその活用の強化
 - ② 予算管理、財務管理の徹底強化
 - ③ 民間助成金の有機的活用の促進

7. 中期経営計画の積極的促進

- (1) 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された支援体制（地域包括ケアシステム）の構築の為、下記の通り中期的な取り組みを行う。
 - ① 精神科救急・急性期医療の充実
 - ・ 24時間365日診療応需体制の整備
 - ・ 平均在院日数の短縮
 - ② 長期入院患者の地域移行を促進する。
 - ③ 退院後の在宅支援の仕組みを整備する。
 - ・ 医療機関、関係事業所、市町村等との多職種の連携による支援体制の確立
 - ④ 本館建て替えに向けての病床ダウンサイジングの検討（メンタルホスピタル鹿児島）
- (2) 病棟機能分化の積極的な促進（メンタルホスピタル鹿屋）
- (3) 認知症患者医療センター運営強化（メンタルホスピタル鹿屋）
大隅地方の認知症専門医療の提供と介護サービス事業者との連携を担う中核機関として、また、指定を受けた医療機関としての事業の促進強化
- (4) 電子カルテを利用した効率的な医療の実施（メンタルホスピタル鹿児島）
- (5) 電子カルテの導入準備（メンタルホスピタル鹿屋）
- (6) 本館建て替えを中心とする新規事業計画の推進（メンタルホスピタル鹿児島）

8. 職員の資質や意欲の向上を目指し、安心して働ける職場環境の整備

- ① 新たな人事考課制度・給与制度の導入による、業務実績・組織への貢献度等の適切な評価
- ② 職員の能力向上や自己啓発の促進を目的とした、公的資格取得支援制度の運用
- ③ 優れた能力を持ち将来の活躍を期待できる職員に対し学資の貸付を行い、優秀な人材を育成することを目的とした奨学金貸与制度の運用
- ④ 職場の安全衛生の確保－職業感染への対応、院内暴力、ハラスメントについての組織的対応、職場環境の整備など
- ⑤ 職員の質の向上を目的とする事業の強化
- ⑥ 働き方改革その他各種法令等への対応
- ⑦ 障がい者雇用機会の拡大
- ⑧ 高齢者雇用の促進

9. 危機管理の強化

- (1) 病院の保安体制の整備、強化
- (2) BCPの策定を含む、感染症・災害発生時の対応体制の整備、強化
- (3) 病院等の防災体制の整備、強化
- (4) 紛争化・訴訟に対応する仕組みの強化
- (5) 情報セキュリティ機能の整備、強化